市県民税（国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料）申告はお早めに

平成23年度の市県民税（国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料）の申告時期が近づいてきました。次の日程で申告を受け付けます。

確定申告については、広報紙２月１日号に掲載します

市県民税の申告受付

日　程	場　所	受付時間
2月1日(火)	南郷地区コミュニティ・センター	9:00～11:30
2月2日(水)	赤間地区コミュニティ・センター	9:00～11:30
2月3日(木)	吉武地区コミュニティ・センター	9:00～11:30
2月4日(金)	自由ケ丘地区コミュニティ・センター	9:30～11:30 13:00～15:00
2月7日(月)	赤間西地区コミュニティ・センター	9:00～11:30
2月8日(火)	ゆうゆうぷらざ	9:00～11:30
2月9日(水)	大島ふれ愛センター	10:30～12:00 13:00～15:00
2月14日(月)～3月15日(火)	市役所北館1階・103会議室	9:00～11:30 13:00～16:00

＊土・日曜日を除く。２月16日以降は混雑しますのでお早めに
＊土地・建物、株式などの譲渡所得の相談や、贈与・相続の申告相談は実施しません。香椎税務署☎092(661)1031で申告相談を

申告に必要なもの

①平成22年1月から12月までの所得がわかるもの

▽公的年金（厚生年金・国民年金・恩給・共済年金・企業年金など）の収入があった人は、「公的年金等の源泉徴収票」
＊年金の振込通知書では受け付けできません
▽郵便局や信託銀行・保険会社などからの年金収入があった人は、「支払年金額などのお知らせ」や「年間給付額計算書」「年金支払証明書」など
▽保険の満期金などがあった人は、「収入と払込保険料がわかる明細書」
▽遺族年金や障害年金などの非課税所得があった人は、「年間受取額がわかるもの」
▽給与収入があった人は、「給与所得の源泉徴収票」や「給与支払証明書」
▽不動産や営業、農業、そのほかの雑所得がある人は、「収入や経費がわかる帳簿」など

②所得控除の証明書

▽支払った健康保険料などがある人は、「領収書や支払証明書など年間支払額が確認できるもの」
＊税務課税証明窓口で、支払証明書（無料）を発行します
＊市役所で申告する場合は、前年中に宗像市に支払った国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を申告会場で確認できるため必要ありません
＊電話での納付額の問い合わせはできません
▽支払った国民年金保険料がある人は、「国民年金保険料控除証明書」
▽支払った生命保険料がある人は、「生命保険料控除証明書」
▽支払った地震保険料がある人は、「地震保険料控除証明書」
▽身体障害者手帳などがある人は、その「手帳」
＊医療費控除は、11ページを参照

③印鑑（認め印）

＊会場が比較的混雑しない2月15日（火）までに、市県民税申告を済ませてください。２月16日（水）から3月15日（火）までは、所得税の確定申告も同時に受け付けますので、待ち時間が長くなります

《お願い》

申告受付期間中は、駐車場が混雑します。ふれあいバスや公共交通機関を利用してください。

●市県民税（国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料）申告書を自分で作成し、郵送する場合は、〒811・3492／住所不要／税務課市民税係へ

■問い合わせ先
税務課市民税係
☎(36)7350

申告前に手続きを

先に申告をして領収書を提出すると、高額療養費の支給申請の際に、領収が確認できる証明書が再度必要になります。

■問い合わせ先
▽国保医療課国民健康保険係　☎(36)1363
▽介護保険課介護保険係　☎(36)4877

「医療費控除」の申告前に高額療養費の支給申請を

確定申告の「医療費控除」申告には、領収書が必要です。国保の高額療養費の支給申請にも、領収書原本の確認が必要となります。必ず、所得税の「医療費控除」を受ける前に「支給申請」をしてください。領収書は申請時に返却します。

高額療養費や介護の高額介護サービス費で支給される金額は、支払った医療費の金額から差し引いて、「医療費控除」の申告をしてください。

高額療養費、高額介護サービス費の支給申請を

同じ月内に、国保で受けた医療費の自己負担や、介護保険で受けた介護サービスの利用者負担が、一定の基準を超えた場合は、超えた部分の金額を支給します。基準額は、本人や世帯の所得状況で決まります。

▽必要なもの
①診療月の領収書
＊介護保険は不要
②預金通帳
③印鑑（認め印）
④国民健康保険被保険者証（高額療養費のみ）
＊自己負担限度額は、本人や世帯の所得状況や年齢で異なります。詳しくは問い合わせを
＊領収書を紛失した場合（確定申告の医療費控除申請に提出した場合を含む）は、利用した医療機関で支払証明（有料の場合あり）などの交付を受けてください

国民健康保険は、該当する月ごとに申請が必要です。介護保険は、1度申請すれば、その後の申請は必要ありません。

市では、国保の高額療養費に該当する未申請者に、「高額療養費の支給申請について（お知らせ）」を診療月の5カ月後と申請期限の2カ月前に、介護保険の高額介護サービス費に該当する未申請者には、毎月通知をしています。

65歳以上の所得税・市民税の障害者控除

65歳以上の人で、身体障害者手帳の交付を受けている人のほか、所得税法施行令や地方税法施行令の規定で身体障がい者に準じると市町村長の認定を受けている人も障害者控除の対象です。

●対象　65歳以上のねたきりか認知症（軽度を除く）の人
＊医師の診断書による本人の日常生活の自立度で決定
●申請書類　①申請書②診断書
＊様式は、介護保険課窓口か、市ホームページ（http://www.city.munakata.lg.jp/）→市内にお住まいの方→オンラインサービス→様式ダウンロード→介護保険（障害者控除）から入手可
●申請期間　随時
■申請場所・問い合わせ先
介護保険課介護認定係
☎(36)5186

電子申告の利用には電子証明書が必要です

インターネットを利用して、便利で安全に手続きできる電子申告（e-Tax）の利用には、電子証明書の取得が必要です。取得する際は、①交付申請書②住民基本台帳カード③官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類を添えて、市民課窓口へ提出してください。

＊詳しくは、公的個人認証サービス=http://www.jpki.go.jp/で確認を

■問い合わせ先
市民課市民係
☎(36)1126